

[事案 2025-229] 契約無効等請求

・令和 8 年 4 月 22 日 裁定打切り

<事案の概要>

自分の意思で加入したものではないこと等を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 52 年 2 月に契約した養老保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料に対して物価が上昇したことを踏まえて 3.3 倍とした金額を返還してほしい。

- (1) 本契約の契約時に、募集人から、印鑑や書類は募集人が用意するとと言われて、断れずに加入したものである。
- (2) 昭和 54 年春ごろ、保険会社に対して、解約を申し出たが、契約時の募集人が不在であり、後任の担当者においても、「印鑑がなければ解約はできない」とと言われて、解約ができなかった。
- (3) 保険会社には転勤・転居したことを知らせていた。しかしながら、保険会社は、「ご契約失効のお知らせ」等を旧住所に送付している。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時に関する申立人の主張については、当時の担当者はすでに退社しており、事実確認は困難である。
- (2) 解約時に関する申立人の主張については、担当したとされる当社後任が誰か不明であり、事実確認は困難である。
- (3) 保険会社は、申立人の登録住所に「ご契約失効のお知らせ」等を送付している。申立人が保険会社に転勤・転居を知らせたという記録はなく、申立人の主張する事実があったとは認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立てに至った事情等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 本契約の成立の有効性を裁定審査会において判断するためには、募集時の経緯、契約締結時における書類作成者の特定、申込書の署名押印等の確認当時の募集人からの事情聴取等により、当時の事情を明らかにする必要があるが、本契約は約 49 年以上前に締結されたものとして、保険会社内のデータ以外の客観的な証拠は存在せず、また、契約に関与したと思われる募集人は退職をし、現在の所在や連絡先が不明であることといった事情があり、本契約の申込及び成立の経緯を明らかにすることは、極めて困難なものである。
- (2) 申立人が主張するような本契約の解約の経緯の有無を裁定審査会において判断するためには、申立人による解約申出の有無やその客観的な記録、解約申出を受けたとする募集人の特定とその事情聴取等や、申立人が保険料の引き落としを止めたことにより自動貸付にな

った際の保険会社からの書面送付の内容やそれが不送達となった等の事実の有無等を明らかにする必要があるが、本契約は約 49 年以上前に締結されたものであり、当時の経過を示す客観的な資料等も残っておらず、また、申立人が解約を申し出たとする後任の募集人の氏名等も明らかではないため、本件で申立人の主張する解約申出の経緯を明らかにすることは、極めて困難である。